

(部 内 用)

ガタパラ追加対策の必要性

昭和45年4月15日

海外移住事業団業務第三部

国際協力事業団

受入 月日	'84. 8. 21	703
登録No.	13335	23.4 EM

目 次

	頁
1. は し が き	1
2. ガタバラ事業の経緯概要	3
3. ガタバラ事業と他事業の比較	4
(1) 資金上の問題	4
(2) 分譲価格の問題	8
(3) 工事程度の問題	9
4. 泥炭地の農耕地利用	13
5. ガタバラの水利費	16
6. 追加対策の必要性と其の骨子	17
7. 資金手当上の問題	20
8. む す び	23

参 考 資 料

別添	1. ガタバラ事業の経過	27
	2. ガタバラ事業の処理に関する三省事務次官了解	40
	3. ガタバラ移住地事業方針	43
	4. ガタバラ地区土地配分計画平面図(1964年10月改訂)	

JICA LIBRARY



1024355[8]

ガタパラ追加対策の必要性

1. は し が き

ガタパラ移住地は、昭和40年度末をもって出資金の投資は打切られ（実質は一部次年度以降へ繰越）其後は、地区内導水路の維持管理主体は移住者団体に委ね今日に至っているが、泥炭地の特性による地盤沈下がなお継続しており、加えて、火入れを行う場合等の不注意が災いして施設の維持管理が極めて困難となり、年々移住者の負担すべき維持管理費（以下水利費と称することあり）は、営農所得とのバランスにおいてかなりの過負担となって来ている。

勿論未入植地区の維持管理費は交付金をもって事業団が負担している水利費だけで解決出来ない維持管理の面があり、これが問題である。即ち入植者が自己ロッテに沿った水利施設を注意することにより、自から修理出来るものは修理するが出来ないものは其の災害の萌芽がみえた時に早目に水利組合に通報すれば災害を未然に防げたものを未入植ロッテがあるばかりに全般的な注意力が不足しかなり重症になってから発見されることもあるわけである。昭和40年度末、三省事務次官諒解時に示された方針にもかかる事態を防止する意味も含めて全国公募により入植を促進することにしたのであるが、諸般の情勢から入植が停滞したのが大きな障害になっている。維持管理費の過負担の問題がロッテに沿った支線用排水路以外の水利施設の維持管理ならびに、入植者の営農面等にまで波及し、入植者自身はかなりの努力をしているに拘らず今一步の進展が見られないのが実情である。従って此際内地からの入植は今後ほとんど期待出来ないものとして既入植者の利用地区を団地にまとめ土地利用計画を根本的に改めると共に、これまで営農上からのみ見ても支障が多かった個人別分散ロッテも団地にまとめる方法即ちロッテの交換分合も併せて行ない、これに対応する新施設工

事と、今日まで維持管理能力不足で施設の荒廃した部分の改修工事を、同時に追加対策として計画しなければならない必要性に迫られているのである。

然しながらタバラ地区は其の事業の発足に当って、移住行政の一本化をめぐって、かなり紛糾した経緯もあり内容も複雑なため、今日なお充分理解されていない面もあるからここに改めて事業の特性を解説しておきたい。

2. ガタパラ事業の経緯概要

ガタパラ事業の当初計画はコチア産組の下元専務（故人）と全拓連の平川会長が共同計画したもので其の目的とするところは、

イ）日本の国土とほぼ同様の広さを持つ伯国サンパウロ州内に組合員が散在するコチア産組では流通上組合活動が不便であるため、組合のビジョンとして組合員の集団化を図っており、其のモデルを作る必要があったこと。

ロ）地力減退の関係でコーヒー農業の主力がパラナ州に移った為にサンパウロ州の今後の農業振興には未開発のまま残されている河川氾濫原を開発して、中小農を育成して集約農業を営ませる以外にないと考えられていたこと。

ハ）時あたかも日本内地では、農家の耕作面積が狭少の為に生産性の向上が期し難い見透しであったから理想的農業を志さず者に対しては、海外移住を奨める動きがあったこと。

等にあり、日伯農協が、それぞれの立場を理解し協調して行うモデル地区として取上げられたものである。

然し事業の実施は、紆余曲折を経て結局外務省管下の海外移住振興KKが主軸となり、これに全拓連、コチア産組、海協連が出資又は協力する形で同KK内に特別会計を設けて施行されることとなった。

昭和38年7月15日に移住振興KKと海協連が合併し、事業団となったが、特別会計はそのまま引継がれた。昭和40年末特別会計共同事業方式による事業運営上の障害事項を排除する目的で特別会計が廃止され、事業団が一元的に事業を行うこととなり今日に至った。

ガタパラ移住地は水利施設を運営しなければならない特殊事情にあり、満植にならなければ入植者水利費の個人負担が過重となるため、とりあえず空ロット分は交付金をもって事業団が負担することとし、一方入植を促進

する為、全国公募（従来は出資県からのみ募集）を行った。然し結果は、其後の移住希望者の減少に影響されて入植はほとんど進まなかった。

3. ガタバラ事業と他事業の比較

(1) 資金上の問題

前述の如くガタバラ事業の目的は理想として高くかけられたがサンパウロ州には約48万人の日系人が住み、其の半数以上が農業に従事し、蔬菜果樹部門については、日系人が支えていると言っても、過言でない状態にあったから日系農協がこのような理想を画いたことはあながちの間違いでもなかったわけである。

オ一表 在伯日系人（1968年推定）

	人 数	同左百分率
全 伯	632,630人	100%
サンパウロ州	474,000人	75%

- (注) 1. 日系人就労産業別比率、農業50%、商業38%、工業12%
 2. 在サンパウロ日本国総領事館〔伯国農水産及日系移住者統計〕による。

才二表 全伯農水産量に占める日系農業者の生産比率

農産物名	全伯生産量	日系人生産量	同左比率
米	1,770,288吨	74,352吨	4.2%
馬鈴しょ	1,263,812%	518,163%	41.0%
トウモロコシ	9,408,443%	216,385%	2.3%
トマト	553,270%	321,450%	58.1%
鶏卵	649,840ダース	284,630ダース	43.8%
コーヒー	2,084,027吨	183,394吨	8.8%
絹花	1,770,288%	242,530%	13.7%
落花生	469,641%	99,564%	21.2%
茶	6221%	5730%	92.1%
まゆ	1,456%	1,165%	80.0%
黒胡椒	8,600%	7,052%	82.0%
ラミー麻	1,500%	1,375%	91.7%

(注) 1. 在サンパウロ日本国総領事館〔伯國農水産及び日系移住者統計〕による。

当初全拓、コチア産組間の協議の結果では、造成分譲までの事業資金は全て、全拓が受持ち、分譲後の移住者に対するアフターケアはコチア産組が受持つこととなっていた。ところが実際に用地取得する段階になって、現地に法人格を持たぬ全拓が用地を取得することが不都合（移住行政一本化問題も含めて）であるとの見解で資金手当は全拓が行うが、用地は振興会社が全拓の依頼を受けて購入するということになった。これが昭和33年5月である。全拓は直ちに造成の為に現地調査を開始したが、全拓の資金は県拓連が県信連から4年据置4年賦利息8分

5厘で借入した資金であったから支払利息を節約する為には、着工も急がねばならず、又残地が生じないよう早急に満植させるためには予備的に移住希望者の目当てもつけなければならなかった。これらの事情で後日移住行政一本化の議論で着工が遅れた時、希望を表明していた者や、利子補給を行う立場にあった県（県拓連が県信連から借入した資金に対し県は3分5厘～5分の利子補給を行うこととなっていた。）から強力な圧力が加わり事態は一層紛糾したこともあった。

元来低地開発の如く困難な事業に取り組むには、実施設計が出来上がるまでは、利子の付く資金は使うべきでないのであるが、未確定要素の多い調査段階で借入金により調査を行ったことに問題があったと考えられる。

(注) 県の利子補給要領は県拓が県信連から8分5厘で借入、対外的にはこれに県拓5厘、全拓5厘、コチア産組5厘計1分5厘を加え1割としてこれに県が3分5厘から5分の間で利子補給したものである。但し其後この支払利息には紆余曲折があり特別会計廃止に伴い事業団が全拓に支払った利息は、5分であった。其後前述の如く特別会計が、移住振興KKに設けられ事業が開始されたが、特別会計という関係でカタバラ事業に投じた費用は全てカタバラ事業から回収するというシステムであった為に、昭和41年4月、この特別会計が廃止された後も特別会計時代の決算はそのままの形で引継がれることとなり他の移住地には見られぬ原価要素がそのまま残ることとなった。勿論一方にカタバラだけに限る補助金ならびに資金運用益、為替差益とか原価マイナス要素もあるが差引では巷間に伝えられるように、カタバラ移住地が資金的に必ずしも優遇されているものではない。

才三表 ガタバラ原価要素（昭和43年7月）

原 価 構 成 要 素		原 価 控 除 要 素	
項 目	金 額	項 目	金 額
土 地 費	1,37,129,124円	補 助 金	150,000,000円
工 事 費	37,627,386	余 裕 金 運 用 益	16,169,259
水利維持管理費	20,437,509	雑 収 入	12,510,076
本部現地管理費	96,950,298	為 替 差 益	40,717,215
支 払 利 息	106,605,361		
拓 連 関 係 経 費	96,363,328		
計	833,759,487円	計	219,396,550円

- (注) 1. 水利維持管理費は工事中に出資金で支出したもの。
 2. 本部、現地管理費 96,950,298円は本部管理費 12,967,670円と
 現地管理費 83,982,628円の合計額である。

一般の移住地では土地費、工事費、水利維持管理費（出資金支弁のもの）本部現地管理費の範囲が原価構成要素となっている。従ってガタバラも一般移住地並みで原価構成要素を算出してみると原価は630,790,798円となる。然しながら才三表のように実際は833,759,487円であるから其の差は202,968,689円であり、これはほぼ原価控除要素に見合っており、補助金等の原価控除要素があってもガタバラ独特の原価構成要素が丁度帳消しになる程度のものであり、ガタバラは決して資金的に優遇されていない。ガタバラの現地管理費は県から派遣された技術者に関する費用の一切を含んでおり特別高いものであるし、又原価控除要素も全く零とみた場合に原価が約6億（630,790,798円）であるから其等の内容を更に検討し現地管理費の中から原価に含めるべきでないと思われるも

のを除き、一方原価控除要素のうち原価に含めるべきと思われるものを入れて計算すれば土地代はより減額される筈である。

(2) 分譲価格の問題

カタバラの分譲価格は1ロット12.5haが150万円であるが、他の移住地の分譲価格と比較すると相対的に高いので、其の原因は無駄な投資を行なったからだとよく言われている。果してそれが事実であるか内容を分析しながら他の移住地と比較してみることにする。(カタバラの場合1戸当実際要回収原価は164万円である。)

イ) ジャカレイ移住地との比較

ジャカレイ移住地はサンパウロ市から67KMの距離にあり、分譲価格は1ロット平均6.5haで平均86万4千円である。カタバラはサンパウロ市が290KMあり距離的な差はあるが、鉄道、道路附近の中少都市等の条件を加味すると、市場条件としてそれ程大きい差はないものと考えられる。今単純にカタバラのロット面積にあわせジャカレイの分譲価格を換算すると、1ロット当166万円となる。然かも土地改良工事はほとんど施行されていない状態であるから、カタバラ並の土地改良を行えば1ロット当200万円を超えることは確実である。

ロ) ビニヤール移住地との比較

ビニヤール移住地はサンパウロから160KMの距離にあるが、市場条件はカタバラとほとんど変わらないとみてよい。従って1ロット平均1.2ha65万円をカタバラ面積当りに換算すると67.7千円となる。これにかつて1ロット当1haのかんがいを行行工事計画を樹立したことがあったが、其の費用6千万円を全ロット60に配分すると1ロット当100万円+67.7万円=167.7万円となる。カタバラ並に3haのかんがい面積を持たせることとすれば1ロット200万円を

超えることは確実である。

ハ) アンデス移住地との比較

都市近郊の移住地として市場条件はガタバラと変りないとみる。1 ロツテ 10 ha 120 万円であり一応 5 ha が地均しされかんがい出来ることとなっているが水量が潤沢でなく、水量的には 5 ha とみるべきである。従ってガタバラの面積 12.5 ha に換算すると 1 ロツテ 当 150 万円となりガタバラと等価値となる。

ニ) アルトバラナ移住地との比較

市場条件はガタバラと全く異なる奥地移住地であるから面積当りの比較でなく自作農 1 戸の創設費用で比較することとする。分譲価格は僅か 35 万円 (1 ロツテ) 30 ha であるが約 600 戸の油桐栽培農家に対する製油工場の投入額は 12 億 3 千 3 百万円であるから 1 戸当費用は約 200 万円となり、これに養蚕を行う農家が重複するとすると 320 戸で企業の資金投入額は 7 億円が予定されているから 1 戸当費用約 220 万円がプラスされることとなり 1 戸当農家創設費用は 235 万円～455 万円となりガタバラどころの比較ではない。

以上は分譲価格なり農家創設費用を単純に換算比較したものであるからかならずしも当を得ていない。厳密には農家所得なり経済余剰なりとのバランス、即ち経済効果指数で比較すべきであろう。然し一般に言われているガタバラの分譲価格が高いという批評もそこまで考えての批評ではないと思われるからかかる単純換算比較でみても的を得た批評ではない事が言えよう。

(3) 工事程度の問題

此の問題も前述(2)と同様であり、農業土木工事は其の場所場所の生産収益に見合った工事程度にとどめるのが通常であるが、此のバランスを何処にとるかが難かしい問題である。然し一般には単に面積当り投資額

のみで比較することが多い。ガタバラ工事について、この比較を行ってみることとする。先づ工事投資額を比較する場合、費目の統一をはからねばならない。即ち内地の土地改良事業費や一般に農業土木で取扱い事業費はガタバラの原価要素となっている投資前調査費（全拓途既往経費）ならびに土地購入費、本支部、管理費（人件費、事業事務費の割掛分）、支払利息の如きものは含まれないからである。

ガタバラの場合工具費（工事雑費を含む）及工事中の水利維持管理費に当るものが内地の土地改良事業費に当ると考えてよい。従って才三表における工事費と水利維持管理費の合計額 396,711,376 円が比較すべき事業費と考えればよいわけである。

次に面積であるが投資を行った面積は丘地も含む 7,300 ha 全体であるが、投資濃度の高いのは低地であり、低地の中でも調整池、水路敷地等は除き有効耕地面積のみで代表させるのが適当と考えられるから 375 戸 \times 3 ha = 1,125 ha を採ることとする。

そこで ha 当り費用を出せば $396,711,376 \text{ 円} / 1,125 \text{ ha} \approx 35 \text{ 万円/ha}$ となる。此の値と他の湿地開発事業費を比較してみると次の如くである。

イ) 北海道篠津泥炭地開発事業

北海道石狩川沿岸に展開する篠津泥炭地のかんがい排水施設を整備し、土性条件の不良部分には客土を行って、土地改良を行う目的で昭和 26 年から着工し現在なお工事継続中のもので、開発というよりは既成水田の改良地域が多い事業である。事業の沿革は才四表の如くである。最近の総体事業費 20,175,791 千円の中には諸費及び工事々務費 4,713,088 千円が含まれているが、ガタバラ工事費における工事雑費に類するものであるから事業費のままガタバラと対比することとする。

才四表 篠津泥炭地開発事業の沿革

年次	沿革
昭和26年	石狩川水域総合開発事業計画に基き国営かんがい排水事業として排水事業に着手
30年 3月	土地改良法適用により国営農業水利事業に切替変更承認 △事業費(9,284,922千円)
30年 5月	世界銀行借款2,412,316ドル余剰産物見返資金借款450,000千円の枠決定
30年10月	才一回計画変更書作成
31年 2月	篠津地域泥炭地開発事業として変更計画、農林大臣承認 △事業費(8,534,966千円)
34年 7月	機械計画変更の世界銀行借款を900,000ドルに変更決定
36年 6月	才2回計画変更書作成
37年10月	才2回計画変更書作成、計画確定△事業費(13,728,388千円)
39年 4月	簡易上水道新規計画承認(事業費187,325千円)
40年 7月	石狩頭着工、篠津運河の維持管理計画承認
41年 4月	補整客土新規計画承認(事業費710,000千円)
42年10月	才3回計画変更書作成
43年 3月	才3回計画変更書作成、計画確定 △事業費(20,175,791千円)

(注) △印事業費は当初計画からの総体事業費の増額過程を示す。

面積は開発改良全面積が全体で1,398haであるからこれをそのまま採ればha当費用は20,175,791千円/1,398ha=179万円/haとなる。

ロ) トリニダッド・トバゴ国ナリバ湿地開発計画

南米ベネゼイラ国の沖合いにトリニダッド・トバゴという島国がある。キューバ、ドミニカに継がる小アンチル列島の一部である。此の島ではわが国に技術協力を要請して島内のナリバ湿地を開発して耕地化する計画があり、1966年9月才一回調査が行われ3名の技術者が派遣されたが1969年3月から才二次調査の為に11名の技術者が派遣された。其の計画によればガタバラの計画と極めて類似しており対象面積10,700ha中かんがい排水を行う湿地開発耕地は4,450haで残地は丘地であるが、これは道路整備のみを行い牧場とするというものである。入植は1戸当5.6haの配分で640戸が予定され其の他は民間資木による会社経営が予定されている。この開発に要する事業費は940万ドルであるからガタバラと同様に其の大部分が湿地開発投資にむけられたものとみて、4,450haで除すると、

$9,400,000 \times 360 \text{円} / 4,450 \text{ha} \div 75 \text{万円} / \text{ha}$ となる。

以上によりha当り工事費はガタバラ35万円、篠津179万円、ナリバ76万円であり湿地開発の工事資金としては、決して高いものでない換言すれば更に投資すべきものとも言えるであろう。たゞすでに述べた如く、土地改良投資は其の土地で得られるであろう便益との見合いであるからかかる単純な比較では決定的なことは言及出来ないまでも傾向値としては把握出来るものと考えらる。

又此の比較において篠津、ナリバが平均値より非常に高ければ意味のない比較であるがそれは必ずしも高いものではないと申すのは現在農村省で取扱っている土地改良の工事費は10アール当10万円～20万円であり平均15万円程度であるから、これをha当に直すと150万円であり、干拓工事になるとha当700万円に達しているからである。

ガタバラ、ナリバ等は干拓と土地改良の中間的工事とみるべきであろう。

4. 泥炭地の農耕地利用

地盤沈下が長期に亘り土地改良工事の困難な泥炭地が果して農耕地としての価値があるのかどうか疑問とする向きもあるであろう。確かに泥炭地は、

イ) 鉱物質の少ない有機質過多の土壌で、しかも浸透性が大きく、決して良好な土壌とは言えない。

ロ) 酸性が強い。

ハ) 地盤が不安定で道・水路としての基盤が不良であるのみならず農耕用トラクタの耕耘等も困難な面がある。

等の欠点があるが反面、

イ) 低湿地に存在することが多いから一般に平坦であり、一旦改良を行なえば水利上は便利である。

ロ) 窒素分は豊富であり、通気性は良好である。

ハ) 平坦であるから土壌侵蝕の害は軽微である。

等の利点もあり、特にサンパウロ州の如きは丘地はほとんど利用し尺されているので、今日まで徒らに河川の氾濫原として放置されていた泥炭地を利用することは、市場性のある地帯であるだけに決して無意義なことではない。

ただブラジルにおいては土地資源は豊富であるからこれまでは丘地利用で充分であった関係上、科学的な泥炭地開発技術が確立されておらず、カタパラで実際に着手してみて、各種の問題に逸着したのは、止むを得ないことであつたと思う。

例えば農機具についてもこれまでのブラジルのトラクタは全て地盤堅牢な丘地土壌を対象に製作されていたから重量が大きく泥炭地では地盤にめり込むことが多く、又肥料についても丘地用の配合肥料のみで、止むなくこれをそのまま泥炭地に使用して営農に種々問題を生じたことも数

多くあったのである。

日本内地の八郎潟干拓（泥炭地ではないがヘドロの軟弱地盤）では工事中から超湿地用のブルドーザーやドラグライン等を八郎潟の地耐力に合せて製作利用し、干陸後の農耕については、八郎潟の自然環境に合せて農機具を開発し、更に耕種法を確立する為に八郎潟新農村建設事業団を発足させ、試験を行っているのである。又アメリカでもフロリダ地方では老大な泥炭地開発を行っており、其の開発技術は単に土木技術の範囲にとどまらず泥炭地開発に関するあらゆる分野が其の環境にあわせて開発され確立されているのである。

カタバラについても遂次此等の問題は、解決されつつあるが事業の出発時点から事業統制のとり難い状態であった為に、時間的にかなりロスが生じたことは否めない。

さて泥炭地開発における技術上の大問題は、地盤沈下の問題で、その原因は、

イ) 排水によるもの

ロ) 火入れの結果有機質の消失によるもの

等であるがロ)については注意力によって、防止し得るがイ)の問題については、泥炭地開発の宿命ともいうべきもので排水の必要性和その結果から来る地盤沈下は必然的であり、然も其の沈下を起す場所と沈下量を予め把握することは、極めて困難であり、其場々で対策を講じてゆくより方法のないものである。最初からあらゆる場面に備えて万全の策を講ずれば老大な工事費を必要とするであろう。この問題についてはカタバラだけが支障を来しているものではなく、世銀借款を行い担当の技術陣を動員して施工している北海道篠津の工事においても同様である。今篠津土地改良工事の一部水路が同じ部分を繰返し施工されている状況を示せば次の如くである。

才五表 徳津における水路の繰返し施工状況

路 線	昭34	昭35	昭36	昭37	昭38	昭39	昭40	昭41	昭42	昭43	昭44	昭45
川南才1幹線 才2支線才2分線 全延長1,095m				土水路新 設延長 1,095m		土水路補 修工事延 長1,095m						補償水路 延長 1,095m
川南才1幹線 才2支線才3分線 全延長1,378m					土水路新 設延長 1,182m		土水路補 修工事延 長1,182m	土水路補 修工事延 長1,182m				補償水路 延長 1,182m
月形幹線才1 支線才9分線 全延長1,243m				用地買取 のみ 323m	土水路新 設延長 323m	土水路補 修工事延 長323m	土水路補 修工事延 長323m				土水路補 修工事延 長323m	補償水路 工事延長 920m
川下幹線才2支線 才1分線 全延長1,098m					土水路新 設延長 1,098m	土水路仕 上延長 1,098m	土水路補 修延長 600m	土水路仕 上延長 600m				補償水路 延長 400m

(注) 農林省資料抜粋

要するに泥炭地開発工事は施工後の様子をみて、当初施工で不満足の部分が見われれば逐次補修して辛抱強く
工事を繰返して行くより方法がないものである。

5. ガタバラの水利費

ガタバラの水利施設維持管理費は、低地3ha/ロッテにかかるものが主であるが、最近の1ロッテ当年間の維持管理賦課金を示せばオ六表の如くである。

オ六表 ガタバラの水利費1ロッテ当年内賦課金

昭42年	昭43年	昭44年	昭45年
164 ^{9.1} -NCR	414 ^{5.0} -NCR	485 ^{9.5} -NCR	472 ^{1.6} -NCR
21,111円	41,090円	55,399円	42,477円

入植者はこの賦課金が非常に過重であると当団に訴えているが今農林省資料に基き日本の土地改良区の賦課金と比較してみると昭和42年の決算報告で組合員1人当(1ロッテに当る)平均9,150円/年であるから絶対額ではガタバラの方が高いと思われる。然し組合員1人当面積は平均0.7haであるからha当におきかえると13,100円、ガタバラと同じ3haにおきかえると39,300円であり、ガタバラがそれほど高いとも思われないが、これも又その土地の生産性とのバランスの上に乗って考えねばならないことである。今ガタバラと内地土地改良区の水利費を単純に同値と考へ生産物を米のみとして比較すれば、内地のha当生産量は約4tonであるがガタバラの場合はその約半分である、かつ又米の価格も日本内地はブラジルの約倍であるから生産性の対比では、ガタバラは1/4となるので水稲作の生産性からみると水利費が非常に高い感じを与えるのである。然しながらガタバラは内地より水利を利用した有利な米の裏作が考えられるから、この裏作の確立こそが水利費の過重感を軽減する重要なファクターとなるのである。従って現在のガタバラの水利費が安定期に入った適正なものと考えれば後は當農試験により裏作の確立さえ行えばよいわけである

が、現実にはガタバラの水利費は未だ適正にして充分なものでなく経常的安定値とは言い難いというのは空ロツテにおける施設維持上の注意力欠如（水利費のみで解決出来ないもの）が災害となって発生し、その復旧工事に追われ、今の賦課金の範囲では施設全般の経常的維持管理が行われていないからである。

6. 追加対策の必要性と其の骨子

昭和40年度末で（一部繰越を行なった。）その時までに計画された工事（出資金で予算化されたもの）は打切られ、その後の水利施設維持管理は、移住者団体（水利組合）が自から賦課金を徴収し、空ロツテ分については事業団が交付金で、其の賦課分を負担して行なうこととなったが、空ロツテをいつまでも交付金で事業団が負担することは、問題であるから、全国公募等の手段により、極力入植を促進して埋める方針が樹立されたのである。然しながら其后、日本国経済の高度生長はめざましく人手不足が一層深刻となりこの影響で移住者送出全般が、下向線をたどりガタバラも此のあおりを受けて昭和41年度以降、今日までの入植は僅か9戸にすぎない。ガタバラの水利施設は、とりあえずの移住者負担を軽くする為に前述の如く、極力投資を押え安価に仕上げてあるが、決して使用に耐えないものではなく充分な維持管理を行えば使用に耐えるものであるが維持管理が不十分であれば耐久性に乏しいものであった。

そこで先ず支線用排水部分から述べると、その維持管理の内容であるが、水利組合が賦課金を課して其の徴収金により直接行なうものと移住者自身が自己のロツテに接した部分について充分注意を払い必要があるれば組合に通報して事故を未然に防止する間接的なものがある。此の間接的なものは未入植の空ロツテに沿った支線用排水路に関する限り事故の発見は極め

て困難であり、この対策ということも含めて、入植促進を図ったものであるが結果は前述の通りであったのである。

(注) 間接的維持管理例

1. 水路ライニングの少龜裂の発見

早目に手当をすれば大事故にならないが、漏水が水路底の泥炭土を侵蝕すれば大事故となる。

2. 火入れの場合の防火線

水路堤が泥炭土であるから防火線なしに火入れを行うと堤部が燃え落ち水路が破壊する。

従って水路事故が処々に発生してこれが復旧工事に追われて全般的な維持管理が行われ難くなっている面が多い、勿論水利組合としても監視員を配して、見廻り等を行っては居るが、入植者の如く常時畑に出ている場合とは、自から差があるし幹線部分と異って支線部分の延長は長いため容易なことではないのである。

次には用水導水路の如く、最初の施工時には費用の嵩む設計や特殊工法を用いることが不可能な為に、かならずしも将来の維持管理に便利な路線を選んでいないものもあり、其後掘削用水導水路自身による低湿地の排水促進や河床変動等により条件が変わり比較的容易に掘削変え出来る状態にありながらこれが改良を行う負担力がない為に依然として維持管理に不便な路線のままになっているものもある。又一方幹線用水路の一部にも泥炭層の厚い不良地質部分があって簡易工法で押えてはあるが維持管理の手がまわりかねていま一度基本的に入手を入れなければならない状態に陥っているものもある。

営農面については、最初移住者の土地分譲代金頭金を工事資金に運用する必要上、又移住者の中には全拓連の行った予備募集の段階から、余りにも着工が遅れるので工事未完成を承知で入植を希望するものがあつた関係上結局入植を強行したが、この為に低地営農は所期の成果を上げ得なかつた。

加えてコチア指導陣が泥炭地営農に経験が極めて乏しかった為に、自から低地放棄等を唱え宅地における養鶏を奨め、この空気が移住者間に波及することとなりついに養蚕農家までも現われるに至って、現在では養鶏、養蚕、低地営農をそれぞれ中心とした三つの型に分化し初期の営農設計とは大いに異なる形になって来ているのである。又耕地が四つに分散している為に、それぞれの経営も宅地又は低地のみに集中して土地利用が極めて、非効率な状態になっているのである。

従って此際初期の基本計画にこだわることなく土地利用、土地配分、入植営農等各種計画を再検討して全面的に基本計画に改訂を加え、特に土地配分については、個人的にも又土地利用面からも入植地区と未入植地区が混交しないよう効率的な土地配分計画を樹立し、入植地域に限って導水路施設を補修し爾後の維持管理に便ならしめると共に必要なる新施設も併せ施工しようとするのである。

今其の追加対策案の骨子を示せば次の如くであろう。

イ) 土地配分計画の変更

i) 先ず移住者の営農形態、希望に合せ現有区割を動かさなのまま土地の交換分合を行う。

ii) 然しながら、現区割にしばられ円滑なる交換分合が行い得ない場合には事業団が一応土地の買戻しを行い、(但し此の場合買戻金は本人に手渡さず事業団が預り金として預る)完全な変更測量を実施し、新配分地につき新しく契約を行う。(此の場合預り金を頭金として処理する)

全拓農場は植民計画より外して考える。

ロ) 土地利用の促進

従来1戸当土地配分は12.5haであったが土地利用を促進する為1戸当の配分面積の拡大を図る。

但し伯人用入植地枠は予め考慮しておくものとする。

又上記以外に未利用残地が生じる場合には事業団が直営にて、積極的に利用するとともに一部売却も考慮すること。

ハ) 入植計画の変更

当初375戸〔内地入植262戸、現地入植113戸〕の計画であったが次の如く変更する。

全拓農場は植民計画より外し全体入植戸数を167戸と定め、うち日本国籍入植者(内地入植)は原則として現在戸数117戸(脱耕25戸を除く)にとどめ伯国籍入植者50戸を加えた全体167戸とし伯国籍の入植を促進する。

ニ) 分譲価格の変更

要回収原価150万円 \times 375=562500千円、12.5ha当150万円は変更していないものとし丘地低地別に適当なウエイトを持たせて、新分譲価格を決定する。

ホ) 工事計画

土地利用、土地配分の変更計画に基き必要最少限の補修工事、新設工事を実施し将来の維持管理に便ならしめる。

此除伯国籍入植予定地も施工対象地とするが入植が著しく遅延し入植時に再び補修を要するような場合は、補修費は自己負担せしめる。

7. 資金手当上の問題

ガタバラ移住地は昭和40年末特別会計が廃止されたが、此時全拓連分損金を返済する為に2億円を交付金で受入れ、これと土地をもって決済し、受入れ交付金は資本剰余金として将来の欠損に備えることとなった。

たゞし資本剰余金の取崩しは次の条件の場合に限りその都度外務省の承認を得て行うこととなっている。

イ) ロッテ分譲価格の確定に伴うガタバラ入植地勘定欠損の補填。

ロ) 分譲未済ロッテの追加工事施行に伴い生ずるガタバラ入植地勘定欠損の補填。

ハ) 将来不良ロッテを評価減することがある場合はこれに伴うガタバラ入植地勘定の評価損の補填。

ニ) その他止むを得ないガタバラ入植地勘定の欠損の補填。

以上の取崩し条件中イ)については才2次三省事務次官了解事項として12.5ha(低地3ha丘地9.5ha)を150万円と確定されているので、これを除き今般の追加対策はどの条件により行いか検討しなければならない。昭和41年4月1日当時促進を計画した入植計画が思い通り進展せず、又これに加えて自然条件の変化等が原因で種々支障を生じていることを考えると全体的には、ニ)に当るものと考えられる。然し此際移住地全体の有効な土地利用を考えた場合一部に完全利用不能な土地も出ることを考えると、ハ)の条件もかみ合せられることとなろう。又、耕地を集団化することによりこれまで未造成であった土地を造成して配分することになれば、ロ)も入ることとなろう。

いづれにしても此等の条件により取崩し計画を樹立しなければならない。然しながら、問題は其の必要資金を如何にして調達するかということである。取崩し条件、イ)及ハ)の場合には明かに結果として起った欠損を資本剰余金の範囲内で認めるということであり、積極的に資金調達を行い施行する事業の損失とは考えられないが、ロ)の場合には、追加工事施行をうたわれているのでこの為には、資金調達はなければ工事は出来ない筈であり、資金調達の可能性を全面否定しているものでもないことは明かである。又、ニ)の場合の入植地勘定の欠損は、既造成ロッテを万止むを得ざる事情によって改修又は補修工事を行なうことによって生じる欠損と解釈される。要するに資本剰余金の取崩しは安易に行なうべきものでなく、確固たる見通しに基く将来計画によって行なうべきものと思われるのである。

従って不確定要素を出来る限り排除し現実に則した計画を樹立する必要がある。この為には、

イ) 今迄は契約者未定の入植促進という抽象的計画であったが今般は、入植促進は伯系30%のみに限定し、他は既契約者につき契約更改するの
で見透しはより確実になること。

ロ) しかも今般は1戸当分譲面積も拡大されるので不確定な残地がおおい
に圧縮されること。

ハ) 土地利用を集団化することにより、空ロツテにつき事業団が負担する
維持管理費が節約されること。

等に充分配慮した計画を樹立し将来の見透しを明るくすることが大切である。幸いにも現地通貨建契約が認められる公算が大となったので既入植者の面積拡大になる契約更改は、可能性が極めて強くなっている。

此の場合為替差扱は生ずるがこれは、全移住地共通の問題であるから、ここでは別途の問題として除いた。

以上により計画(追加対策)の必要性が認められれば、資金調達は原則として出資金にあおぐことが可能と考えられる。

8. む す び

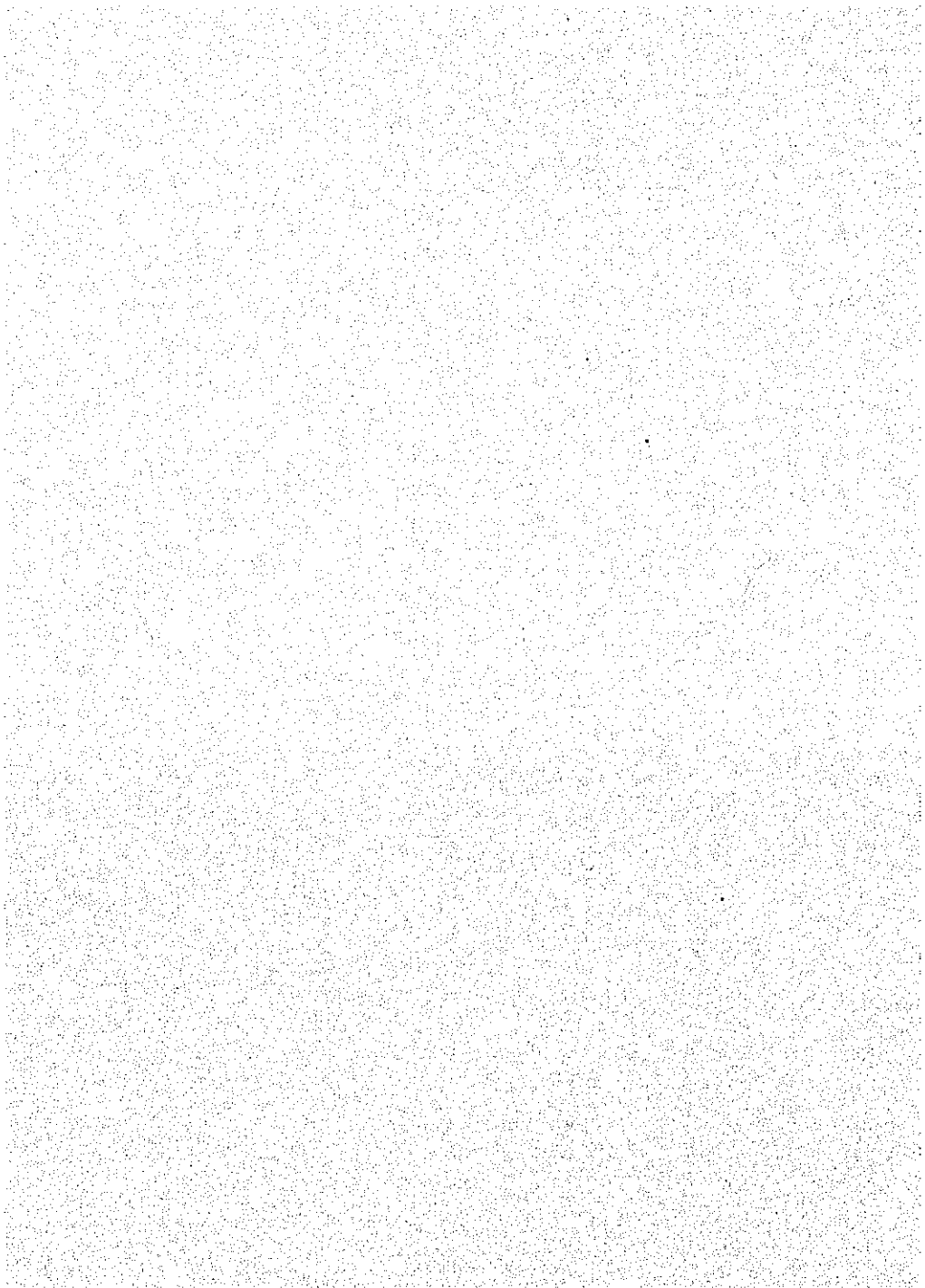
伯国においては、最近政府筋でも低地開発を促進して入植地として利用する考えがあることが新聞等で報道されている。

そのさきがけとしてガタバラは充分モデルになり得るものであり、低湿地開発技術の展示効果を高めれば将来の技術協力等にも発展する可能性がある。この点からもガタバラの追加対策を急ぐ必要がある。

参 考 資 料

別 添

1. ガタバラ事業の経過
2. ガタバラ事業の処理に関する三省
事務次官了解
3. ガタバラ移住地事業方針
4. ガタバラ地区土地配分計画平面図
(1964年10月改訂)



別添 1

カタバラ事業の経過

年 月	事 項	摘 要
昭和 年 月 3 1 . 1 1	全拓連設立(13日)	事業目的概要 ①農民への移住啓発宣伝 ②移住までの予備訓練 ③財産処理、資金調達のあっせん ④営農に関する助言、指導 ⑤渡航手続きのあっせん
3 2 . 4	全拓連平川副会長、渡伯の際コチア産業組合(以下コチアという)下元専務に対し、移住地購入のあっせんに依頼する。	全拓連平川副会長、コチアの創立30周年記念祝賀会に参列のため渡伯。
9	コチア下元専務、全拓連にグワタバラ地区の買収計画および植民地計画を提出する。(この月25日 下元専務逝去)	主 旨 ①農協提携事業とする。 ②土地代は全拓連が調達する ③造成工事費はJAMIC(日本海外移住振興株式会社の伯国法人)又は伯国の政府銀行、その他金融機関より調達する。
1 0	全拓連下元計画を検討し、グワタバラ移植民事業計画を作成する。	

年 月	事 項	摘 要
昭和 年 月 3 2 . 1 1	全拓連、グワタバラ地区を購入し移住事業を開始する旨の文書を県知事、県拓連会長および県中央会々長、県信連会長に発送する。	
1 2	茨城県グワタバラ移植民事業について仮申込書を全拓連に提出する。農林省、グワタバラ地区の現地調査を実施する。	期間 1 2 . 1 8 ~ 1 2 . 2 0 調査者の意見 ①素地代は近傍地価に比し格安である。 ②地形および地理的環境良好。 ③生産に適する地方を充分保有するのみでなく低地帯は既に堤防工事が完成しているので、かんがい、排水工事は比較的容易に施工できる状態であり、その効果は確実、且つ大である等の理由によって本地区入植者の営農は充分確立せしめ得るものと思われる。
3 3 . 2	コチアの太平専務、来日し全拓連と協議の上、下元案を全面的に改訂する。	改訂事項 ①事業資金は全額全拓連の負担とする。 ②入植戸数は 3 6 0 戸とする。 ③かんがい施設の必要性が強調されたが、これについては後日さらに検討すること

年 月	事 項	摘 要
昭和 年月		となる。
33・3	全拓連、役員会および臨時総会でグワタバラ地区の購入を決定する。土地購入は JAMIC があたるよう日本海外移住振興株式会社（以下移住会社という）に依頼する。	茨城、長野、山形の3県拓県連は事業に参加する。香川、岡山、佐賀の3県拓連は参加の意向が認められる。移住会社、全拓連の土地購入依頼に内諾を与える。
4	才7回移住振興連絡会議（外務、農林、大蔵その他関係各省）グワタバラ地区の購入は移住会社を通じて行なりこととなる。	全拓連が外貨許可をとることは事務的に日時を要するので JAMIC で購入することとなる。移住会社と全拓連との間の売買契約の概要は、
	JAMIC、グワタバラ地区の所有者モルガンティエ氏との間に売買契約成立。移住会社と全拓連との間にグワタバラ地区の売買契約締結。	面積 7,500ha、価格 161 百万円（支払利息、附帯費等を含む）
	全拓連、茨城（750万円）、長野（800万円）両県拓連より計 1,550万円を借入れ、そのうち 1,450万円を移住会社に土地購入手付金として支払う。	支払方法 3ヶ年均等年賦払、支払期日毎年5月、利子年8分、支払を完了した時に所有権を移転する予定。
	JAMIC、モルガンティエ 1,450万円相当（4,000コト）の手付金を支払う。	

年 月	事 項	摘 要
昭和 年 月 3 3 . 5	<p>全拓連、グワタバラ地区購入について農林省に対し協力を依頼する。</p> <p>全拓連、茨城(850万円)、長野(800万円)、山形(1,600万円)の3県拓連より計3,250万円を借入れ、そのうち28,997,445円を移住会社に土地代の一部として支払う。山形県知事、全拓連のグワタバラ地区計画移住について農林省の意向を打診する。</p>	<p>山形県海外移住者入植用地購入資金利子補給及び融資損失補償契約書(県と県信連)契約証書(全拓連と県拓連)</p> <p>JAMIC、地主に129,764,160相当(4,295.6トン)の土地代を支払う。</p>
6	全拓連、グワタバラ事業計画作成のため柿崎、松谷の2職員を現地に派遣する。	
7	全拓連、グワタバラ地区の測量を開始する。自治庁事務次官、農林省事務次官に対し全拓連のグワタバラ地区購入について照会する。	
9	<p>全拓連、工事計画作成のため夏秋技師(三重県職員)をグワタバラに派遣する。</p> <p>全拓連、佐賀県拓連より1,600万円を借入れる。</p>	期間 3 3 . 8 ~ 3 4 . 9
1 2	全拓連、岡山県拓連より1,600万円を借入れる。	
3 4 . 3	全拓連、グワタバラ地区の測量を終了する。	

年 月	事 項	摘 要
昭和 年 月 3 4 . 5	全拓連、茨城(1,600万円)、長野(1,600万円)、山形(1,600万円)、岡山(1,600万円)、佐賀(1,600万円)の各県拓連より計8,000万円を借入れる。	
	9 夏秋技師帰国し、グワタバラ地区の工事計画書を作成する。	
	1 1 全拓連、グワタバラ地区移住者の募集説明書案を作成する。	全拓連が移住者の募集説明書案を作成したことについて海外協会連合会(以下海協連という)より異議が出る。
	1 2 全拓連、移住会社に対し、グワタバラ移住地の造成工事費の一部15,000万円の融資を申請する。	
3 5 . 1	外務、農林、全拓連、海協連および移住会社の5者、グワタバラ移住地の取扱について会議を開催する。(3回)	問題点 ①移住会社は全拓連への融資15,000万円について内話を与えていたが、外務省は反対であった。 ②移住者の入国については、コチアが善処することになっていたが、伯国より入国許可がおりないので、その取扱いを協議する。
	2 関係者(5者)協議の結果、グワタバラ移住地の移住促進	①関係機関、団体はグワタバラ移住事業についての問題

年 月	事 項	摘 要
昭和 年 月 3 5 . 2	<p>について基本的に意見の一致をみる。</p> <p>外務省移住局長と農林省振興局長とは違名で、関係県知事宛（「グワタバラ地区移住促進について」）通達する。</p> <p>5 農地局建設部長は、グワタバラ地区の土地造成について現地調査を行なう。</p>	<p>点を速かに解決するため協力する。</p> <p>②全拓連の伯国への事業進出の可否については、移住機構全般の問題として検討する。</p> <p>③全拓連の才2グワタバラ事業は、外務、農林両省の協議がととのうまで着手しない。</p> <p>調査者の意見</p> <p>①総合的な計画を樹立すべきであったにもかかわらず、直ちに低湿地の開発に重点を置いたことは、遺憾である。</p> <p>②丘陵部の開拓計画が比較的等閑視されている。</p> <p>③排水計画については一応問題は無い。</p> <p>④工事費は増額の可能性がある。</p> <p>⑤土地利用区分を樹立し、これに基づいて配分計画を検討すべきである。</p>

年 月	事 項	摘 要
昭和 年 月 3 5 . 7	<p>伯国のバンデランテス産業組合、サンパウロ州産業組合中央会サンパウロ州農業拓殖協同組合中央会の各代表から全中の荷見会長に対し、グワタバラ事業に対する全面的協力を約するとともに、事業促進を要請する。</p> <p>8 移住会社二宮社長、南条農林大臣の要請により「グワタバラ地区移住事業計画に関するメモ」を提出</p> <p>外務省、「グワタバラ問題処理方針案」を農林省に提示する。</p> <p>9 農林省、外務省案を検討するとともに関係者と協議した結果、外務省との意見の一致をみた。外務、農林両省は「グワタバラ問題処理方針」にもとづく具体的推進方針をそれぞれ関係機関団体に指示する。</p>	<p>二宮メモの要点</p> <p>①伯国の移民局より特別の諒解を得ることは不可能ではない。</p> <p>②JAMIC、全拓連、コチア3者が協力体制をとることは可能である。</p> <p>③日本国の援助が必要である</p> <p>④グワタバラ特別会計を設ける。</p> <p>方針の要点</p> <p>①グワタバラ事業の主体は、全拓連よりJAMICに移す</p> <p>②移住会社に、全拓連、海協連および移住会社の各代表よりなるグワタバラ委員会を設置する。</p> <p>③移住者の負担を軽減するた</p>

年 月	事 項	摘 要
昭和 年 月		<p>め造成費の一部を政府が補助する。</p> <p>④土地分譲代金の割賦払の際生ずることがある為替差損については妥当な方策を講ずる。</p> <p>⑤グワタバラ入植のため待機している者には他の移住地をあっせんする。</p> <p>⑥伯国政府より入国許可および各種の協力を得ること。</p>
3 6 . 2	<p>全拓連、茨城県拓連より1,600万円を借入れる。</p> <p>移住会社二宮社長、グワタバラ事業促進のため渡伯する。</p>	
3	<p>全拓連、岡山(1,600万円)、山形(1,600万円)の2県拓連より計3,200万円を借入れる。</p> <p>農林省、グワタバラ事業促進のため拓植課長を現地に派遣する。</p>	
5	<p>大蔵省、グワタバラ事業について外務、農林両省の意見を聴取する。</p> <p>自民党外交部会、外務、農林全拓連、海協連および移住会社を召集し、グワタバラ事業の促進を指示するとともに、外務、農林および大蔵三省の意見を調整する。</p>	

年 月	事 項	摘 要
昭和 年 月 3 6 . 6	外務、農林および大蔵の三省間に「グワタバラ問題に関する三省事務次官了解」が成立する。	<p>オ一次三省事務次官了解 了解事項の要点 全拓連およびコチアの提携により実施する構想であったがその実現が困難になったので</p> <p>①事業主体はJAMICとし、全拓連、コチアが協力する。移住会社およびJAMICにそれぞれグワタバラ特別会計を設ける。</p> <p>②事業実施に必要な資金は、補助金並びに移住会社（1億円を限度）および全拓連の分担するところによる。</p> <p>③必要なツナギ資金は移住会社より融資する。</p> <p>④土地分譲（分譲代は入植の際一括払いとする）および水利施設利用（施設完成時より2年据置、20年元利均等払い）の二本建とする。</p> <p>⑤内地入植者は円建方式、現地入植者は現地通貨建方式による。</p> <p>⑥水利施設の維持管理費は移住者の実費負担とする。</p>
7	外務省、移住会社の「グワタバラ移植民事業計画」を認可する。	
9	全拓連、佐賀県拓連より1,600万円を借入れる。	

年 月	事 項	摘 要
昭和 年 月 3 6 ・ 1 0	<p>外務省、移住会社に対し工事の着手を指示する。</p> <p>全拓連、島根県拓連より2,400万円を借入れる。</p>	
1 1	<p>農林省、海協連に対しグワタバラ地区の移住者募集開始を指示する。</p> <p>全拓連、「三省事務次官了解」にもとづき移住会社との間に契約の締結および覚書の交換を行う。</p>	<p>①グワタバラ移住地事業引継及び実施に関する契約</p> <p>②土地売買契約</p> <p>③グワタバラ事業引継に関する覚書</p>
	<p>全拓連、移住会社に対し覚書にもとづき235,589,499円の仮引継を行う。</p>	<p>235,589,499円の内訳</p> <p>土地代 129,764,160円</p> <p>既往経費 105,825,339円</p>
	<p>山形、茨城、三重、岡山、佐賀の5県はグワタバラ移住地の造成工事に協力するため、移住会社の要請により、技術者を伯国へ派遣する。</p>	<p>内地給与は県負担、旅費、滞在費等は移住会社負担。</p>
1 2	<p>グワタバラ移住地への入植才1陣12家族出発する。</p> <p>移住会社、現金4,400万円を全拓連より引継ぐ。</p> <p>全拓連、山口県拓連より2,400万円を借入れる。</p>	

年 月	事 項	摘 要
昭和 年 月 3 7 . 3	移住会社、関係県より補借金 15,000万円のうち8,490万円 を受領する。	集約営農移住モデル地区入植 者援設費補助金 補助額 国庫補助金 12,000万円 県費補助金 3,000万円 計 15,000万円 補助対象県 山形、茨城、長野、岡山、 佐賀、島根、山口 1県当り県費補助額 500万円 (島根、山口は1県当り 250万円)
8	移住会社、関係県より補助金 15,000万円のうち5,010万円 を受領する。	
12	移住会社、関係県より補助金 15,000万円の残額1,500万 円を受領する。	
3 8 . 7	海外移住事業団法にもとづき 海外移住事業団(以下事業団 という)が設立される。事業 団、グワタバラ移住事業を引 継ぐ。	
3 9 . 4	外務、農林両省および関係機 関、グワタバラ移住地の入植 促進について協議のすえ「グ ワタバラ移住地遊休地対策」 を樹立しグワタバラ事業の促	対策の要点 ①遊休地を解消するため。 イ、関係7県、移住者送出 目標数を定めその完遂に 努める。

年 月	事 項	摘 要																					
昭和 年月	進をはかる。	<p>①・現地入植を促進する。 ②・入植者の増反を認める。 ③・機械化農場を設置する。 (全拓連)</p> <p>②遊休地対策による入植促進 目標数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>38年末 入植数 (ロット)</th> <th>目標 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本よりの入植</td> <td>102</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>現地入植</td> <td></td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>増 反</td> <td></td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>機械化農場</td> <td></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>平均10年後分譲見込</td> <td></td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>102</td> <td>268</td> </tr> </tbody> </table> <p>(不良ロット5)</p>	区 分	38年末 入植数 (ロット)	目標 数	日本よりの入植	102	69	現地入植		7	増 反		77	機械化農場		100	平均10年後分譲見込		15	計	102	268
区 分	38年末 入植数 (ロット)	目標 数																					
日本よりの入植	102	69																					
現地入植		7																					
増 反		77																					
機械化農場		100																					
平均10年後分譲見込		15																					
計	102	268																					
39・9	全拓連、ブラジル国に農牧会社を設立し、グワタバラ移住地で農場の経営に着手する。	9月23日 登記完了																					
41・4	<p>外務、農林、大蔵の三省は新たな事態に対処するため鋭意検討のすえ、さきの「三省事務次官了解」を廃止し新たに「グワタバラ事業の処理に関する三省事務次官了解」が生まれる。</p> <p>全拓連、「三省事務次官了解」にもとづき事業団との間に、「グワタバラ事業の処理に関する覚書」を締結する。</p> <p>事業団、23日2億円を全拓</p>	<p>才二次三省事務次官了解 了解事項の要点</p> <p>①グワタバラ移住地は事業団直管のその他の移住地と同じく事業団がその管理運営にあたる。</p> <p>②全拓連がグワタバラ事業で分担していた28,800万円のうち2億円は現金で残額8,800万円は土地で相殺決済する。</p> <p>③土地分譲価格は1ロットあ</p>																					

年 月	事 項	摘 要
昭和 年 月	連に支払う。 全拓連、2億円のうち1億8千万円を関係県拓連に返済する。残り2,000万円は農牧会社の経営資金に充当する。	たり150万円に確定する。 ④移住者は全国より公募する。 ⑤グワタバラ特別会計は廃止する。 ⑥昭和40年末までに予定された工事をもって一応造成工事を打切る。
現 在		現在、水利施設は水利組合(法人準備中)が運営しているが事業団は空ロツテ分の水利費を交付金で負担している。

別添 2

グアタバラ事業の処理に関する 三省事務次官了解

昭和41年4月1日

グアタバラ移植民事業は、昭和36年6月15日付「グアタバラ問題に関する事務次官了解」（以下「三省事務次官了解」という。）に基づき、移住会社が事業の収拾を計ることとなり、ジャミックを事業主体とし、全拓連、海協連及びコチア産組の協力の下にこれを運営することとなった。その後、移住会社及び海協連の業務は、海外移住事業団（以下事業団という。）に引継がれ、現在に至ったところ、移住者の入植が計画通り進まず、本事業に資金難を生ぜしめ、金利、水利施設維持管理費等の追加支出により分譲地の価格はそれに応じて引上げざるを得なくなり、ますます入植を困難とするに至った。他方本事業に対する全拓連分担金の原資の償還期限が到来し、全拓連としてはこれを返還しなければならないこともあり、従来の方法でこの事業を継続運営して行くことが不可能となった。

よって「三省事務次官了解」才11項に基づき、外務、農林及び大蔵三省は、この事業をできる限り妥当な条件の下に運営しうるよう鋭意検討した結果、全拓連がその分担金原資を償還しうるため、事業団は、全拓連に対し分担金額のうち2億円を現金をもって支払い、その残額分については、グアタバラ移住地内の土地をもって決済し、全拓連はその土地でグアタバラ農牧会社を運営して行くこととし、それ以外の土地については、今後事業団が一元的に事業を遂行することが望ましいとの結論に達した。

従って、「三省事務次官了解」はこれを廃止し、改めて下記のとおり措置することに意見の一致をみた。

記

1. 全拓連が、ジャミックによる本事業引継時までに出した経費（以下既往経費という。）のうち、移住会社により未だ引継がれていないものについては、事業団はその内容を再検討の上、引継ぐことが適当と認められるものはこれを引継ぐこととし、その額を全拓連の本事業に対する資金分担分（以下全拓連分担金という。）に算入する。

2.(1) 事業団は、前項により確定した全拓連分担金を昭和41年度初めに繰上げ償還するものとし、そのうち2億円は、現金をもって支払うものとする。

(2) 全拓連分担金から2億円を差引いた残額については、グアタバラ移住地内の土地をもって相殺決済する。

(3) グアタバラ移住地の1ロッテ当りの分譲価格を150万円に確定し、前号決済による土地のロッテ数は、全拓連分担金から2億円を差引いた残額を150万円で除した数とする。

(4) 前(2)号により全拓連に帰属することとなる土地のロッテの位置については、別途事業団と全拓連との間で協議の上決定するものとする。

3.(1) 前項に基づき全拓連に帰属する土地を除くグアタバラ移住地の事業は事業団が管理する他の移住地と同様、事業団が専らその運営に当るものとする。

事業団は、その運営に当り分譲未済のロッテにつき全国あっせんその他の方法により、分譲の促進に努めるものとする。

(2) 本三省事務次官了解に基づく処理に伴い、事業団は、本事業に対するコチア産組の従来の協力方法等についてこれを再検討の上、改めてコチア産組と協議するものとする。

4.(1) 事業団は、才1項により全拓連分担金に算入された既往経費引継分に

対する昭和41年3月31日までの利息を全拓連に支払う。ただし、その決済は、グアタバラ移住地の土地をもって行なうものとする。

(2) 前号の決済に当っては、才2項才(3)号の方法を準用するものとする。

5. 才2項及び才4項に基づき全拓連に帰属するロッテにかかわる公租公課及び水利施設の維持管理費は、昭和41年4月1日以降全拓連がこれを負担するものとする。

6.(1) 事業団は、昭和41年度予算による受入交付金のうち、グアタバラ移住地事業費2億円に相当する金額を「資本剰余金」として受入れ、外務省の承認をえてその取崩しを行なうものとする。

ただし、外務省が取崩しの承認を与えるに当っては、大蔵省と協議するものとする。

(2) 「三省事務次官了解」に基づくグアタバラ特別会計は、昭和41年4月1日をもってこれを廃止する。ただし、事業団は、その後においてもグアタバラ移住地事業に関する経理を他の移住地の勘定と区分し明確にするものとする。

外務事務次官 下 田 武 三

農林事務次官 斉 藤 誠

大蔵事務次官 佐 藤 一 郎

別添 3

グアタバラ移住地事業方針

昭和41年5月30日

海外移住事業団

昭和41年4月1日付「グアタバラ事業の処理に関する三省事務次官了解」に基づき、海外移住事業団（以下事業団と言う）は、今後次の方針により事業を進めるものとする。

1. グアタバラ移住地（全拓連に帰属する土地を除く）事業は、昭和41年4月1日以降他の事業団移住地と同様事業団が専らその運営に当る。
2. 移住者のあっせんは、全国あっせんその他の方法により行なう。
3. ロッテ当りの分譲価格は150万円とする。
4. 既入植地区（全拓連に帰属する土地を含む）の工事は、昭和40年度予算において認められた範囲内で行ない、これをもって打切る。
5. 水利施設の維持管理については、昭和41年4月1日以降ロッテ所有者をして団体を結成せしめ、これに維持管理を移管し、その負担において自主的に運営するよう指導する。
6. 事業団はグアタバラ移住地に関する経理を明確にするため、入植地勘定内にグアタバラ入植地勘定を設ける。
7. 資本剰余金の取崩しは次の場合に限る。

ただし、取崩しは、その都度外務省の承認を得て行なう。

- (1) ロット分譲価格の確定に伴うグアタバラ入植地勘定欠損の補填。
- (2) 分譲未済ロットの追加工事施行に伴ない生ずるグアタバラ入植地勘定欠損の補填。
- (3) 将来、不良ロットを評価減することがある場合は、これに伴うグアタバラに入植地勘定の評価損の補填。
- (4) その他止むを得ないグアタバラ入植地勘定の欠損の補填。

8. 既往の分譲契約据置期間の起算日は、昭和41年4月1日とする。

9.(1) 昭和41年4月1日以降の新規分譲条件は、一括払、ロット当り150万円、分割払 頭金15万円、10年据置4年々賦償還とする。

(各回年賦金額 54,778.8円)

(2) 既往契約分について、入植者から改訂の申出がある場合は、前号の条件に準じ改訂を行なうことができる。

グワタバラ地区

土地配分計画平面図

(1964年 4月 発行)

AREA TOTAL - 7294,3398 HECTARES

ESCALA - 1:10 000

